

都市公園を活用してみよう！

田原本町では、まちの賑わいや交流の促進のため、公園などの公共空間を民間の方に活用いただけるようなルール作りを進めています。

それに際して、具体的な活用ニーズの確認等を目的として、町では、社会実験的に田原本駅東側にあるイベント広場を対象とし、物品販売やイベント等での活用が可能となるよう、時限的にルールを定めました。

キッチンカーの出店や、マルシェ、映画上映等、従来より可能としていたスポーツ大会、営利目的の写真・映画の撮影以外の利用も可能としています。

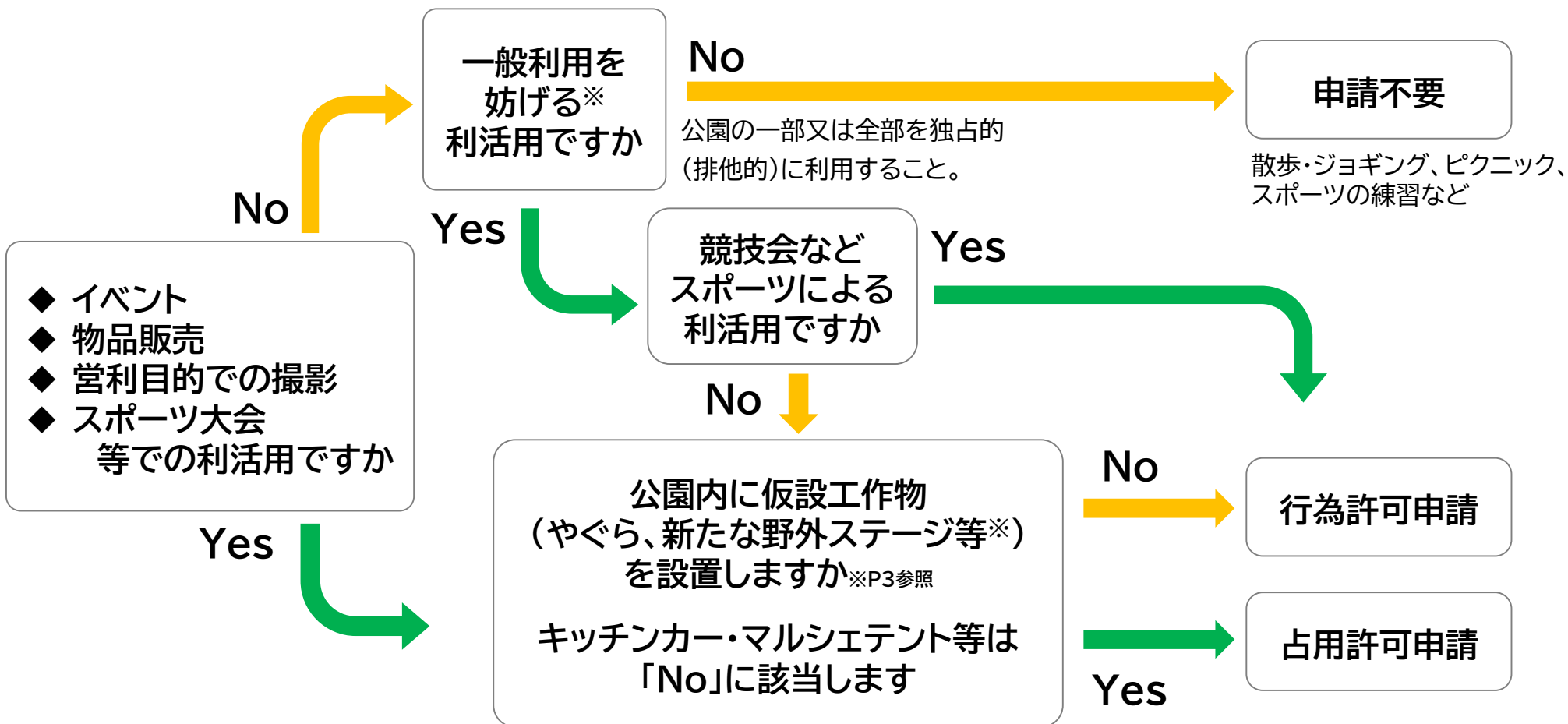
今後、これらで得た課題をフィードバックし、公共空間の更なる利活用を進めてまいりますので、ぜひ一度公園を活用してみてください！

対象：田原本町イベント広場(田原本町550番地外)

期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

※期間の短縮又は延長を行う場合があります。

公園の利活用申請フロー



【注意事項】

- 行為許可申請・占用許可申請による利活用は、基本的に利活用面積に応じて料金を算定します。
- 審査から許可書発行までにお時間がかかりますので、原則、利用日の2週間前までに申請してください。
- 許可書とともに納付書をお渡ししますので、原則その場でお支払いください。後日のお支払いの場合、利活用日より前での納付が必要となります。
- フローでの判断が難しい場合、まちづくり建設課にご相談ください。

行為許可申請でできること

キッチンカーの出店や仮設テントを使ったマルシェやイベント、ワークショップなど、イベント等で仮設工作物を設置しないものの開催が可能です！

仮設工作物でないもの

キッチンカー	仮設テント	露店
看板	机	椅子
カラーコーン	タープ	カメラ台
マット	ロープ	仮設照明 など



仮設工作物

やぐら	大型エアー遊具	屋外ステージ
大型テント	仮設トイレ	など



※仮設工作物とは

設置したものが容易に移動できず、動かす際に人力のみでは容易に移動ができないもの 詳しくはまちづくり建設課にご相談ください



金額の算定について

都市公園を以下の行為をする際の
使用料等については、以下のとおりです。

行為許可の使用料

種別	単位	使用料
行商、募金、その他これらに類する行為	1日につき	300円
写真撮影	1日につき	800円
映画撮影	1日につき	11,000円
興行、競技会、展示会その他これらに類する催し	1m ² あたり 1日につき	15円

占用許可の使用料

種別	単位	使用料
大型ステージを新たに建てる等土地を占用する場合	1m ² あたり 1月につき	20円

屋外ステージの使用料

種別	単位	使用料
屋外ステージ	9-13時	各3,000円 <small>※町外在住者は2倍 入場料等を徴収する場合は4倍</small>
	13-17時	
	17-21時	

備考

- 1 単位未満の端数については切り上げて計算します
- 2 既納の使用料は原則還付しません

料金の例

キッチンカーでお弁当を販売したい

金額 300円

ヨガ教室を100m²で行いたい

面積 100m²

金額 15円×100m²=1,500円

キッチンカー(1.8m×4m)を3台と簡易テント(2m×2m)を
2つ出してマルシェを行いたい

面積 1.8m×4m×3+2m×2m×2=29.6m²≒30m²

金額 15円×30m²=450円

公園内を独占して、チケットを買った人のみを対象にした音
楽イベントを行いたい(独占する範囲は1,000m²)。その際、
仮設ステージも設置したい。

面積 1,000m²

金額 20円×1,000m²=20,000円

行為許可での使用料(面積)の計算の考え方

会場内を自由に出入りできる場合

例:自由に出入りできるマルシェや展示会など

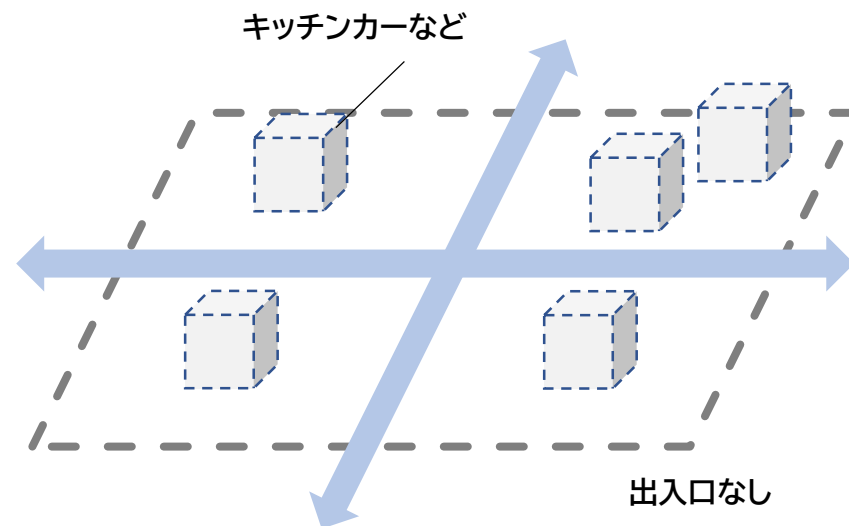
行為の許可面積

全体(例:200m²)

行為の料金算定面積

簡易テントなどの設置場所に限る(例:4m²×5=20m²)

料金:20m²×15円=300円



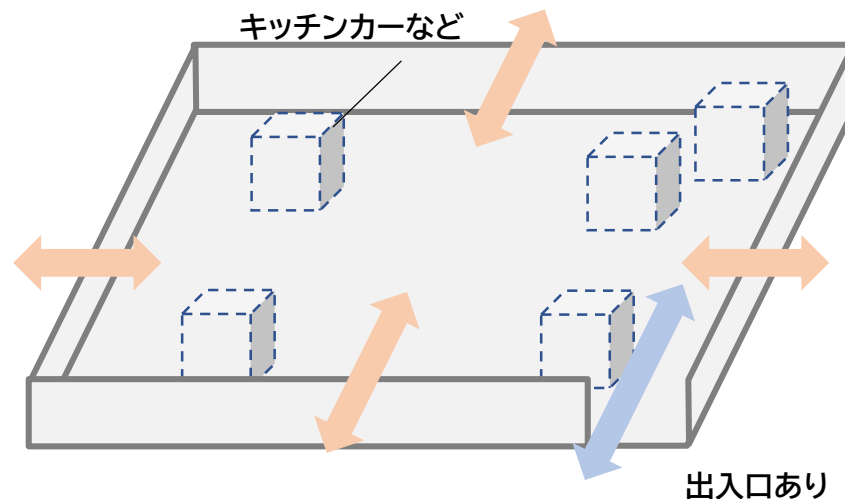
会場内へ自由に出入りできない・参加者が限定的な場合

例:スポーツ大会や出入口が限られている展示会など

行為の許可面積

全体(例:200m²)

料金:200m²×15円=3,000円



その他注意事項等

申請に必要な書類等

行為許可申請の場合

- 公園内行為許可申請書(第1号様式)
- 行為の内容等が分かる関係書類

占用許可申請の場合

- 公園占用許可申請書(第6号様式)
- 占用の内容、面積等が分かる関係書類

注意事項

都市公園は、広く住民の憩いや活動ができるスペースとなっています。そのため、行為及び占用による利活用の範囲や期間等については、一般の利用を妨げない範囲で許可をおこないます。

次に掲げるものは、都市公園の行為許可及び占用許可を与えないものとします

- (1)政治的又は宗教的活動
- (2)青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の活動
- (3)騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- (4)公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- (5)その他本町が都市公園で行う事が不適切と認める活動

こんな活用をしてみたい！

こういうことをしてOKだろうか…など

些細なことでも不明な点がありましたら

まちづくり建設課までお問い合わせ下さい！

お問い合わせ先

田原本町まちづくり建設課

0744-34-2085

E-mail mati@town.tawaramoto.nara.jp